

令和4年2月20日から 長期優良住宅の申請手数料等が変わります

令和4年2月20日に改正長期優良住宅法が施行され、登録住宅性能評価機関が交付する「適合証」が廃止になり、新たに「確認書等」が新設されます。また、認定基準に「災害配慮基準」が追加されます。

それに伴い下記のとおり、令和4年2月20日より千葉市での申請手数料等が変わります。

1.申請手数料が変わります

長期優良住宅法の改正に伴い、手数料額を見直すこととなりました。
その他の手数料額につきましては、お問い合わせください。

一戸建ての住宅（新築）の場合	適合証添付の場合	確認書等※添付の場合
認定申請手数料（法第5条第1項～3項）	6,000円	8,000円
変更認定手数料（法第8条第1項）	3,000円	4,000円
譲受人の決定手数料（法第9条第1項）	1,700円	1,700円(変更なし)
地位の承継の承認手数料（法第10条第1項）	1,700円	1,700円(変更なし)

※確認書等：登録住宅性能評価機関が交付する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し

手数料についての経過措置

改正長期優良住宅法の施行日（令和4年2月20日）より前に適合証が交付され、施行日以後に認定申請をする場合は、従前の申請手数料が適用されます。

2.申請に必要な図書が変わります

登録住宅性能評価機関が交付する「適合証」が廃止され、「確認書等」が新設されたことから、千葉市における申請に必要な図書を変更いたします。

一戸建ての住宅で確認書等を添付した場合の申請図書

申請書等	認定申請書(第1面～第4面)、維持保全計画書、委任状
図面関係	付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、二面以上の立面図、断面図又は矩計図
千葉市独自の図書	建築確認申請図書等との照合に関する報告書(要綱様式第1号)、確認済証の写し、長期使用構造等以外に関する基準チェックリスト(要綱様式第1号の2)※
その他	受理印が押印された地区計画の届出書の写し(該当する場合) 建築物が長期にわたり存続することが認められる書面等の写し(該当する場合)

※新たに様式を定めました。認定申請の際に、申請図書と合わせて提出をお願いします。

3.認定基準に災害配慮基準が追加されます

改正長期優良住宅法の認定基準に「建築しようとする住宅が自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであること」が追加されたことを受けて、千葉市における認定対象外区域を定めます。

原則認定対象外となる区域

- ・土砂災害特別警戒区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域

ただし、上記区域において対策工事等が講じられているなど、住宅が長期にわたり存続できると認めることができる場合は認定対象となります。詳細については、事前にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】千葉市都市局建築部建築指導課認定班

〒260-0026 千葉市中央区千葉港2番1号 中央コミュニティセンター3階

TEL : 043-245-5856 mail : shido.URC@city.chiba.lg.jp

HP : 千葉市 長期

